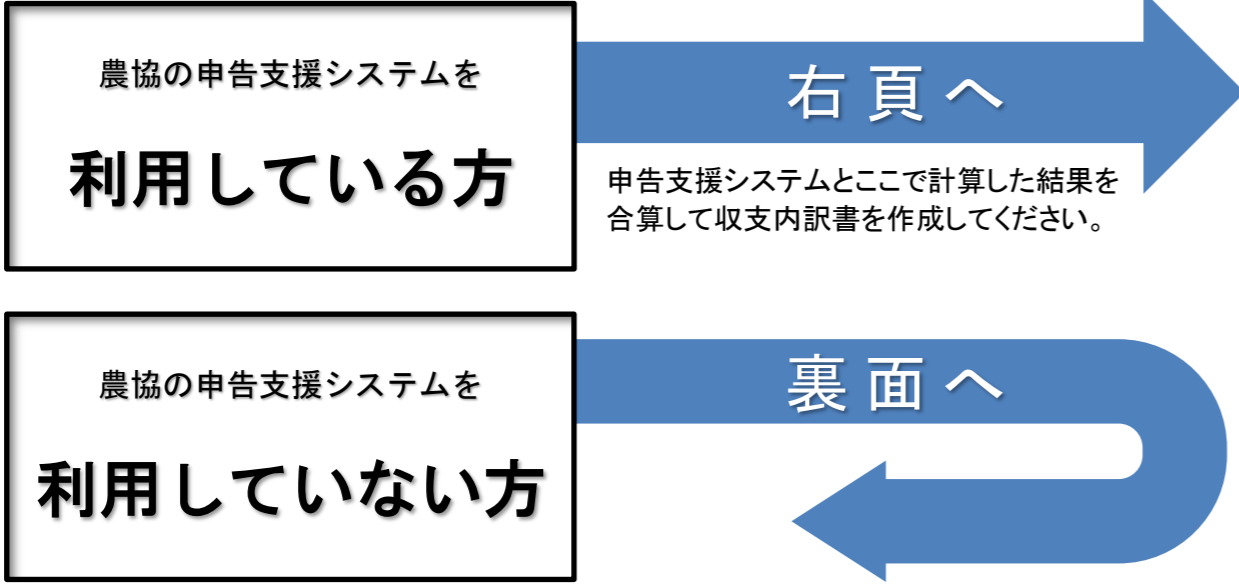


# 『農業所得収支内訳書』を作成される方へ（佐渡農協の方）

ご自分で収入・経費の仕訳が困難な方は、農業所得収支内訳書作成の補助資料としてご利用ください。

**はじめに** ※下図をご確認のうえ、該当する仕訳表を使用してください。



**共通項目**

減価償却費				
令和5年中に新規に購入した10万円以上の農機具等がある場合は、その詳細を記入してください。なお、下取りがある場合の購入金額は下取り前の金額と下取り金額を記入してください。				
購入日	資産名	区分	購入金額	下取り金額
		新品・中古		
		新品・中古		
		新品・中古		
		新品・中古		
		新品・中古		

**注意点** ※毎年間違いが多い部分ですので特にご注意ください。

- 家庭用部分にかかる経費の不算入**  
経費のうち家庭用部分が含まれているものがある場合（特に動力光熱費）は、家庭用部分は除いて計算してください。なお、家庭用部分と分けることが難しい場合は、事業に使用する割合に応じて適切に按分してください。
- 自家用野菜等の家事消費金額への計上**  
ごく小規模で家事消費分みの畑等であっても、収穫があれば収入として計上する必要があります。経費のみを計上することはできませんのでご注意ください。
- 農作業等で支払った人件費の区分**  
農作業等で人を雇った場合は⑧雇人費に経費を計上してください。ただし、機械等を持ち込みで作業してもらっている場合等は、賃耕料として⑨小作料・賃借料の欄に記入してください。
- 10aあたり1万円を超える場合の土地改良費の経費算入**  
土地改良費のうち、10aあたり1万円を超える支払いがあった場合は、支払金額の全額は経費にできません。土地改良区から発行される是認割合が記載された証明書で、経費に算入できる金額を確認してください。

## 令和5年分 農業所得 収支仕訳表 佐渡

※**農協の申告支援システムを利用している方用**です  
上記システムに算入されていない収入や経費について記載してください。（農協以外の購買代金、修理費等）

②家事・事業消費金額 ＜参考＞コシヒカリ 1等 7,200円 (JA米) 2等 6,900円

種別	数量①	単価②	金額①×②
米			
家事消費分			
贈答用分			

⑧雇人費、⑨小作料・賃借料

区分	支払先住所	支払先氏名	金額
雇人費・小作・賃耕			
雇人費・小作・賃耕			
雇人費・小作・賃耕			

⑪修繕費

修繕内訳	支払金額① × 事業割合②	金額① × ②
	× %	
	× %	

⑫動力光熱費 申告支援システムの金額は、支払った金額が全額費用に計上されていますので、そのまま使用しないでください。

項目名	支払金額① × 事業割合②	金額① × ②
電気料	× %	
上下水道利用料	× %	
ガソリン代	× %	
軽油代	× %	
灯油代	× %	

上記以外の項目

項目名	内訳	金額
⑫ 利子割引料		
⑬ 租税公課	固定資産税(農地・農業用建物等にかかる分) 軽自動車税(農業用車両や機械にかかる分)	
⑭ 種苗費		
⑮ 肥料費		
⑯ 農具費		
⑰ 農薬衛生費		
⑱ 諸材料費		
⑲ 作業用衣料費		
⑳ 農業共済掛金		
㉑ 荷造運賃手数料		
㉒ 土地改良費	面積: m <sup>2</sup>	
㉓ 雑費	中山間地直接支払交付金(共同分)	

①販売金額

種別	数量	単価	金額

③雑収入

内訳	金額
中山間地直接支払交付金(共同分+個人)	
作業受託費(支払元: )	

**収入**

販売金額 ①	
家事・事業消費金額 ②	
雑収入 ③	

**経費**

雇人費 ⑧	
小作料・賃借料 ⑨	
利子割引料 ⑫	
租税公課 ⑬	
種苗費 ⑭	
肥料費 ⑮	
農具費 ⑯	
農薬衛生費 ⑰	
諸材料費 ⑱	
修繕費 ⑪	
動力光熱費 ⑫	
作業用衣料費 ⑲	
農業共済掛金 ⑳	
荷造運賃手数料 ㉑	
土地改良費 ㉒	
雑費 ㉓	

